

静岡市	9月26日	853円 (0.22%)	4.12月	3.95月	0.15月	見送り 平成27年に本市の給与制度の総合的見直しを勧告する。	【通勤手当】交通用具使用者について引き上げ改定 【再任用職員の給与】国等の動向を注視していく必要がある。
浜松市	9月26日	962円 (0.26%)	4.11月	3.90月	0.20月	見送り 他の地方公共団体の状況をも考慮する中で、早期に行う必要がある。	【通勤手当】交通用具使用者に係る通勤手当について、国や他の地方公共団体の動向を踏まえ、改定に向けた検討を行うことが必要
堺市	9月29日	減額措置前 4,565円 (1.15%) 減額措置後 15,576円 (4.02%)	4.12月	3.95月	0.15月	見送り 早期に検討を進めていく必要がある。	【その他手当】交通用具使用者の通勤手当の改定
千葉市	10月3日	減額措置前 1,564円 (0.39%) 減額措置後 10,963円 (2.80%)	4.09月	3.95月	0.14月	見送り 見直しに向けて早期に検討を進める必要。	【通勤手当】自動車の使用者に係る通勤手当について、人事院勧告の内容を考慮し使用距離区分に応じて引き上げ
横浜市	10月3日	903円 (0.23%)	4.16月	4.00月	0.15月	見送り 次回の報告・勧告において具体的な考え方を示していく必要がある。	【通勤手当】交通用具使用者に係る通勤手当について引き上げる必要 【再任用職員給与】国や他の地方公共団体等との均衡に考慮しながら必要な検討を行っていく
相模原市	10月3日	861円 (0.23%)	4.12月	3.95月	0.15月	見送り 国及び他都市の今後の動向を注視し、本市の実情を踏まえ検討を進める必要があると考える	【諸手当】人事院の勧告、本市及び他都市の状況等を考慮して改定を行うことが必要と考える。
川崎市	10月7日	1,192円 (0.29%)	4.08月	3.95月	0.15月	見送り 今後「検討会」の最終報告の内容、他都市の状況及び関係法令の改正も考慮しながら、本市における検討状況や実情も踏まえて適切に対応していく必要がある。	
熊本市	10月7日	1,544円 (0.43%)	4.11月	3.95月	0.15月	見送り 国の制度改正内容、「検討会」で示された内容及び他の地方公共団体の今後の動向を注視しつつ、検討を行っていくことが必要。	【再任用職員の給与について】国や他の地方公共団体の動向も十分留意しながら、検討を行っていくことが必要。
特別区	10月8日	809円 (0.20%)	4.22月	3.95月	0.25月	平成27年4月1日から実施 ・地域手当 支給割合を2%引上げ20%に設定 ・給料月額を地域手当の支給割合の引上げ分と同率程度引下げ	
東京都	10月9日	521円 (0.13%)	4.21月	3.95月	0.25月	平成27年4月1日から実施 ・地域手当 支給割合を2%引上げ20%に(島しょ地域等を除く) ・地域手当引上げに伴い、給料月額を平均1.7%引下げ ・1級及び2級は強めに引き下げ(最大3.4%)	【再任用職員の給与について】国の対応とは異なり、定年前職員と同様に給与改定等を実施
福岡県	9月30日	943円 (0.25%)	4.11月	3.95月	0.15月	平成27年4月実施 ・給料表 平均2%引下げ(現給保障あり) ・地域手当 支給割合を平成27年以降段階的に引き上げ	
北海道	10月3日	減額措置前 998円 (0.25%) 減額措置後 15,348円 (4.00%)	4.07月	3.95月	0.10月	平成27年4月1日から実施 ・給料表 引下げと併せて所要の号俸を増設 ・給料表の引下げに伴い、激変緩和のための経過措置を設定(3年間の現給保障) ・地域手当 引き上げ	
茨城県	10月3日	1,092円 (0.29%)	4.12月	3.95月	0.15月	平成27年4月から段階的に実施 ・給料表 国に準ずることを基本方針として、新たな給料表へ切替え ・地域手当 支給割合については、6級地の6%	【交通用具使用者に係る通勤手当】国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、見直しの検討を進める必要がある。
愛知県	10月7日	1,783円 (0.44%)	4.12月	3.95月	0.15月	平成27年4月1日から段階的に実施 ・給料表 引下げには3年間の経過措置 ・地域手 平成27年4月1日から8.5%とし、平成30年4月までに段階的に10.5%まで引き上げ	【通勤手当】国や他の地方公共団体における取扱いを踏まえた検討が必要である。 【再任用職員の給与水準】国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要がある。
沖縄県	10月7日	830円 (0.24%)	4.09月	3.95月	0.15月	平成27年4月1日から実施 平成30年3月31日までの間、経過措置(現給保障)を講じることが適当 ・給料表 水準を平均2%引下げ。ただし、1級及び2級の初任給に係る号給は据え置く	